

令和7年度千葉県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和7年度千葉県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所等が、必要な介護サービスを円滑に継続することができるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等を補助し、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費等を補助することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の例による。

- 1 「介護事業所等」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。
- 2 「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。

(補助の対象)

第4条 この補助金の交付対象は次のとおりとする。

- (1) 令和7年度千葉県介護事業所等に対するサービス継続支援事業

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する。

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する。

なお、助成対象、助成額及び対象経費等の詳細については、令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知（以下「国通知」という。））別添1のとおりとする。

(2) 令和7年度千葉県介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護施設等が介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

なお、助成対象、助成額及び対象経費等の詳細については、国通知別添2のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。

3 介護サービスの提供実績がない介護保険法第71条又は第115条の11の規定による医療機関等のみなし指定事業所は交付対象に含まない。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、前条の規定に基づき算出された額の合計とする。

2 前条の対象経費は、第9条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出までに費用の支払いを完了したものに限る。

(補助事業からの除外)

第6条 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））（以下「事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第7条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）とする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業の内容の変更をする場合（知事が認める軽微な変更は除く。）には、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（4）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（5）事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

（6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の補助を受けてはならない。

2 前項第2号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の交付決定額の20%を超える増減につながる事業費等の変更

(2) 事業実施主体の変更

(3) 交付決定時に指定された経費の変更

(4) その他事業内容に重要な影響を与える変更

(交付申請及び実績報告)

第9条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期限は、別に定める。

3 申請は法人単位とする。

4 申請者は電子申請を使用する場合、誓約書(様式第2号)及び役員等名簿(様式第3号)を原本で保管しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第10条 知事は前条により提出された交付申請書兼実績報告書を審査し、その内容を適当と認めたときは、速やかに交付を決定し、交付すべき補助金の額の確定を行うとともに、その内容を通知し、申請者に対して補助金を交付する。

(実施細則)

第11条 県の予算を超える申請があった場合には、予算額の範囲で補助額を調整することがある。

(その他)

第12条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月19日より施行する。